議案第166号

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例

さいたま市市営住宅条例(平成13年さいたま市条例第267号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(公営住宅の入居者資格)

- に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする3親等以 内の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を 含む。以下同じ。)があること。ただし、次に 掲げる者(身体上又は精神上著しい障害がある ために常時の介護を必要とし、かつ、居宅にお いてこれを受けることができず、又は受けるこ とが困難であると市長が認める者を除く。)に あっては、この限りでない。

ア~キ 「略]

- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律(平成13年法律第31号。 以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1 条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防 止等法第28条の2に規定する関係にある相 <u>手からの暴力を受けた者で、</u>次のいずれかに 該当するもの
 - (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 (配偶者暴力防止等法第28条の2におい て準用する場合を含む。) の規定による一 時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配 偶者暴力防止等法第28条の2において準

改正前

(公営住宅の入居者資格)

- 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次 に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする3親等以 内の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を 含む。以下同じ。)があること。ただし、次に 掲げる者(身体上又は精神上著しい障害がある ために常時の介護を必要とし、かつ、居宅にお いてこれを受けることができず、又は受けるこ とが困難であると市長が認める者を除く。)に あっては、この限りでない。

ア~キ 「略]

- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律(平成13年法律第31号。以 下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条 第2項に規定する被害者で次のいずれかに該 当するもの
 - (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 の規定による一時保護又は配偶者暴力防止 等法第5条の規定による保護が終了した日 から起算して5年を経過していない者

<u>用する場合を含む。)</u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2)~(5) [略] 2·3 [略] (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規 定により裁判所がした命令の申立てを行っ た者で当該命令がその効力を生じた日から 起算して5年を経過していないもの

(2)~(5) [略] 2·3 [略]

附則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。